

65歳未満で“倒産・解雇などによる離職” (特定受給資格者) や  
“雇い止めなどによる離職” (特定理由離職者) をされた方へ

# 平成22年4月から 国民健康保険税が軽減されます。

## 対象者は？

離職の翌日から翌年度末までの期間において、  
(1)雇用保険の特定受給資格者(理由コード 11、12、21、22、31、32)  
(2)雇用保険の特定理由離職者(理由コード 23、33、34)  
として失業等給付を受ける方です。

## 軽減額は？

国民健康保険税は、前年の所得などにより算定されます。  
軽減は、前年の給与所得をその 30/100 とみなして行います。  
※具体的な軽減額などは、下記までお問い合わせください。

## 軽減期間は？

離職の翌日から翌年度末までの期間です。  
※雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。  
※国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、  
会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了します。

## 制度が始まる前の 失業は対象外ですか？

制度が始まる前1年以内(平成21年3月31日以降)に離職された方は、平成22年度に限り国民健康保険税が軽減されます。  
※ただし、平成21年度の保険税は対象となりません。御了承ください。

軽減を受けるには申請が必要です。  
制度の詳しい説明は、  
射水市 市民・保険課 国保・年金係 にお尋ねください。  
電話番号 0766-51-6628